# 全国に芽吹くセルフビルドによる道づくり―その手法と思想

1g02j034-4 佐々木 哲也\*\*

Tetsuya Sasaki

戦後の画一的な手法をとり続けた地方の基盤整備に対し、新たな手法・思想をもつ基盤整備の事例が近年数多く生まれている。これら新しい手法とその背景となった思想には、現状の地域自治への鋭い批判精神が込められ、また将来の地域 基盤整備に有効なアイデアが散在している。

Key Words:経済的志向、危機意識、行政規模、手法における「3つの観点」

### 1. 研究の背景と目的

戦後60年を迎え、我が国の社会基盤整備はある転換期を迎えている。行政による財源確保・発注、コンサルタントによる設計、ゼネコンによる施工という一連の流れとともに、設計・施工手法は標準化されていった。このことは、迅速で一定水準以上の社会基盤の生産には貢献したが、「とおす」「わたす」といった一面的な機能と経済効率のみに傾倒する、基盤整備の均質化をもたらすことになった。そして今、この風潮に異を唱えようとする動きが、全国各地で巻き起こりつつある。NPO団体の街づくり事業への参入、地域計画への住民参画、学識組織と行政との連携事業などである。これらのいずれもが、よりよい社会基盤整備とは何であるか、利用者である市民自らが模索していこうとする動きといえる。

こうした様々な活動を追っていく中で、「セルフビルドによる 道づくり」の活動が全国各地で始められていることを知った。 「セルフビルドによる道づくり」とは、地域の道路を利用者で ある住民自らの手で整備を行う活動である。これらは、開始時 期、地域、形態はそれぞれに異なり、活動間の連携が未だ見え ない。しかし、そこでは、自らの基盤整備は自らの手で行うと いう共通の理念を掲げ、活動自体にも不思議な共通点を感じさ せた。

「セルフビルドによる道づくり」一つ一つの成果規模は小さく、まだ社会的に認知されていない事例も多い。しかし、社会基盤のあり方をそれぞれで問い直そうとする過程の中で、独自の思想と手法が生まれていると推測され、研究価値が見込まれる。

本研究の目的は2点である。1点目は、現在・過去の事例を調査し、これらの思想と手法を整理・分析することによって、将来の基盤整備のアイデアを抽出することである。2点目は、この活動の課題・将来性についての考証を行うことである。

# 2. 研究の構成、

本研究は、以下4つの段階から構成される。

# (1) 事例収集

初期の情報収集は、土木関連雑誌、新聞記事、各事業の活動 団体が発行する資料をもとに行う。それより事例を収集しなが ら、事例の概要、及び一般的な評価、現地とのコンタクト方法 を得る。その後、各事例の活動団体が広報する資料の採集を行 うとともに、現地調査を行う。

### (2) 事例のタイプ分類

事例のタイプ分類を行い、事例とりまとめの方向性を示す。

#### (3) 事業の手法・背景の分析

タイプごとに、事業手法の特徴が認められないか、分析、考察を行う。また、セルフビルド誕生の背景を読み解き、事業誕生の背景の把握、思想部分の分析を行う。

#### (4) 今後の課題と描かれる将来像の考察

セルフビルドによる道づくりの誕生の背景と、その展望を明らかにする。

# 3. 調査報告、具体的事例の紹介

#### 3. 1 調査報告

文献・インターネット等による情報収集により、全国で、大小あわせて 14 の事例を見つけることができた。(Fig3-1、Table3-1) これらのうち、行政・街づくり組織とのコンタクトに成功した9の事例について、実地調査、および担当者への直接のヒアリングを行った。また、その他の事例についても、電話でのヒアリングを行うことができた。

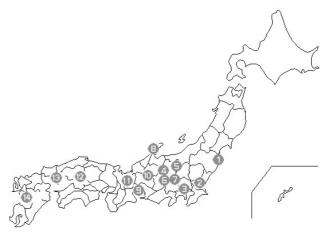


Fig3-1 全国14事例の箇所

# 3.2 具体的事例の紹介

本論への導入として、ここで事例の紹介を行う。紹介するのは、 以下、3例である

タイプ分類	No	事業名	地域	事業主体	事業内容
	1	飯舘村まちづくり	福島県相馬郡飯舘村	飯舘村	一般道整備
	2	「道普請」事業	栃木県塩谷郡高根沢町	高根沢町	一般道整備
	5	直営道路改良事業	長野県小県郡栄村	長野県	一般道整備
「小規模行政型」	6	建設資材支給事業	長野県諏訪郡原村	長野県	一般道整備
「小炕铁门以主」	10	小川むらづくり活動	岐阜県郡上市明宝小川	旧小川町	遊歩道•林道整備
	12	地域づくり推進事業	広島県福山市沼隈地区	広島県旧沼隈町	一般道整備
	13	「ふるさとの道」整備事業	山口県柳井市	柳井市	一般道整備
	14	宮原町まちづくり	熊本県八代郡氷川町宮原	宮原町	遊歩道•一般道整備
「中規模行政型」	3	都立田無工業高校道づくり演習	東京都西東京市	都立田無工業学校	一般道整備
「中风铁门政主」		「ふれあいレンガ通り」整備事業	愛知県碧南市	愛知県·碧南市	遊步道整備
	4	「せせらぎの小道」整備事業	長野県安曇野市穂高	長野県	遊歩道整備
「広域行政型」	7	長野県独自の規格による県道整備	長野県南佐久郡南牧村	長野県	一般道整備
	8	志賀町鷺池遊歩道整備	石川県羽咋郡志賀町	石川県	遊步道整備
	11	比叡山線•道路補修	滋賀県	滋賀県	一般道整備

Table.4-1 全国の道づくりの事例一覧

### (1) 道普請事業(栃木県塩谷郡高根沢町)

栃木県塩谷郡高根沢町では、「道普請事業」と呼ばれる事業が2004年度より開始された。高根沢町では、幹線道路に比べて農道・生活道路は重要度が低いとして、これまで整備が見送られることが多かった。しかし、整備の要望は町に多く寄せられ、既存の道路整備と並行しながら、新たな道路整備の試みとして、当事業を立ち上げることになった。

初年度は、7 路線 1,400mで実施され、2 年目の 2005 年度も、 これを上回る数の整備が予定されている。

### (事業の枠組み)

住民の整備の要望は、全40地区ごとの区長を通して行政に送られ、事業化への審査に通される。そこで認可された地域から、町より順次、必要資材・機材の提供が行われる。施工日は、地区長と町の協議で随時決められ、整地、型枠設置、舗装用コンクリート打設などの施工が、地区住民により行われる。

# (事例についての考察)

最も印象的であったのは、地区ごとの完成度の違いであった。 同じコンクリートの打設であっても、整地や路盤の精度、表面 処理などに大きく差異が見られた。技術保有者である住民が先 導する地区では、非常に高い精度で造られる一方で、そうでは ない地区では、素人の住民が見よう見まねで施工にあたるしか ない。当事例においては、住民の職業能力に、高い依存度が示 されている。





Fig. 3-2 「道普請事業」(左)施工風景(右)整備された道路

# (2) 『ふれあいレンガ通り』整備事業」

碧南市では「『ふれあいロード』整備事業」と呼ばれる県道の拡幅事業が、1999年度から2002年度にかけて行われた。こ

の事業は、碧南市、愛知県、地域住民の3者の協働ですすめられ、計画・施工・維持管理いずれの段階においても住民の参加を見ることができた特異な事例である。

# (事業の枠組み)

住民により県道の拡幅計画の要望が市に寄せられ、市はその 要望を県に進達した。後に、碧南市、愛知県、住民の3者による協議の場が持たれ、景観に配慮した整備であること、地場産 業であるレンガの採用が住民から提案され、それらの意見は計 画に反映されることとなった。

また、その際、地区の住民の進言により、レンガの無償提供が行われた。無償提供のレンガは、住民自らが休みや地元の祭りを利用して煉瓦用粘土を1個200円で販売したものである。住民は、その粘土表面に思い思いの絵を書き、地元の工場が協力して焼いた後、完成したレンガが市に寄贈された。寄贈されたレンガは、施工に用いられた全体量のおよそ1割、約8,000個(68万円相当)に上る。

道路完成後、3者による管理規定が設けられている。この規 定では、住民による花の手入れ、市による舗装のメンテナンス など、管理分担の内容が明記されている。

#### (事例についての考察)

要望から、施工、維持管理に至るまで、高度の住民参加が行われているといえる。施工完了後、市民によるイベントも開かれており、市民の関心度も高い。これに対し最も評価すべきは、市の柔軟な姿勢である。本来、管轄外である県道整備の要望を門前払いすることなく、3 者による協議の場を設け、問題の当事者として取り組んでいる。このことは、臨むべき行政の姿勢として、高く評価できる。





Fig3-3「『ふれあいレンガ通り』整備事業」(左)完成した道路全景

### (3) 「『せせらぎの小路』 整備事業 (長野県)」

長野県では、「『せせらぎの小路』整備事業」と呼ばれる遊歩道整備事業の取り組みが2004年度より行われている。安曇野市の中心部を流れる万水川の清流の脇、約7.5kmにわたって遊歩道を整備する事業である。県議会によって否決された事業の予算化であったが、住民の強い要望により、徹底した低予算で実行をめざすことが決定した。

#### (事業の枠組み)

県が日程・作業内容などは決定し、事前にインターネットを用いた公募を行う。1回の作業は1日かけておこなわれ、毎回100m程度の整備が行われている。行政担当者の指示のもと、ボランティアが舗装用砕石・チップの敷き詰めを行う。作業に用いるローラーなどの機材は県が提供している。

施工は2004年に3回、2005年に1回、徐々に整備距離を伸ば し、現在も進行している。

#### (事例についての考察)

この事例の背景には、県の職員提案制度がある。県の出張機 関や職員個人からの提案を本庁が受け、予算化する。長野県独 自の制度であり、広域行政での提案制度は、全国でも珍しい。 このボトムアップ型の制度がなければ、当事例の起こりはなか った。

毎回の整備であるが、徐々にその参加人数は減少している。 広域行政の担当者と住民では、日常的なコミュニケーションが 図られにくい。整備に対する意思が共有されず、未だ受動的な 意識が住民に働いていることが一因と推測する。長野県では、 今後の課題として、住民とのパートナーシップの構築をあげて はいるが、具体策はいまだ講じられていないのが現状である。





Fig. 3-4『せせらぎの小路』整備事業(長野県) (右)遊歩道全景(左)現在の路面の様子 (2004. 5 施工部を 2005. 10 に撮影)

# 4. タイプ分類

事例の整理のためのタイプ分類を行った。手法や事業をとりまく諸環境など様々な観点から試みたが、行政規模での類型化が事例把握に最も適当であると判断し、採用することとした。分類の基準は以下の通りである。なお、個々の事例の分類結果をTable. 3-1 に示している。

### (1)「小規模行政型」

町、村単位の行政区域にて見られた事業をこの形式に分類した。ただし、人口規模の小さい山口県柳井市、および事業開始後、

合併によって広域化した広島県福山市沼隈地区(旧 沼隈郡沼隈町)については、こちらの形式に分類している。全事例のうち、8例がこのタイプに該当する。

#### (2)「中規模行政型」

「小規模行政型」よりも大きい、市程度の人口規模を持つ行政 区での事例をさす。全事例のうち、2例がこのタイプに該当す る。

### (3)「広域行政型」

広域行政である国・都道府県によって進められ、その課程で住 民参加が行われた事業である。全事例のうち、4 例がこのタイプ に該当する。

# 5. 手法の分析、考察

本章では、事業で用いられた手法について、重要と思われた 次の3つの観点から、分析および考察を行った。以下、タイプ 分類との相関についても考察していく。

### 5.1 費用削減の工夫

# (1) 手法の分析

深刻な財政問題を抱える地方にとって、もっとも重要な指標といえるのが、経済性である。低予算化の手段としてセルフビルドを選択する事例も多く、事例の手法に大きく影響を及ぼすといえる。実際の費用削減は、①労働力の工夫、②資材・機材調達の工夫、③設計・規格、以上3つの面からなされていた。この3つの面の工夫が、それぞれの事例でなされている様子をTable.5-1 にまとめた。

# (2) 考察

Table. 5-1 より、「小規模行政型」の事例において、費用削減への志向が際立っている。 肌理の細かい費用削減が行われ、また詳細な削減値も示されており、担当行政の意識レベルの高さが伺える。 これは小規模行政の財政悪化を如実に反映するものである。

次に、項目別に見ると、労働力の工夫に費用削減を求める事例が多い。これより、労働面には削減余地が大きいことがわかる。ただし、それに加えて、自らのものは自らの手で作ろうとする姿勢、つまり自助・共助の現れであり、高い自治意識の表れと受け取ることができる。

### 5. 2 責任、維持・管理体制

# (1) 手法の分析

社会基盤は信用できる状態の維持が至上命題であり、計画、施工、維持管理のいずれの段階にも社会的責任が伴うものである。道づくりにおいては、住民という不特定な総体に対して、その責任の一端を負担させることになる。責任処理の手法も、重要な視点といえる。始めに、土地の責任、維持・管理における体制について、Table.5-2 にまとめた。

Table.5-1 費用削減のための工夫

タイプ分類	事業名	削減率	労働力面の工夫	資材・機材の工夫	設計段階での工夫
「小規模行政型」	飯舘村まちづくり	不明	住民による無償労力		
	「道普請」事業	64	住民による無償労力	個人・企業所有の機材を 無料でリース	側溝、ガードレール等の省略
	直営道路改良事業	50	役場の直営施工		図面の省略(現場あわせ) 舗装の簡略化
	建設資材支給事業	不明	住民による無償労力		
	小川むらづくり活動	不明	住民による無償労力		施工の簡略化
	地域づくり推進事業	50-90	住民による無償労力		よう壁、舗装の簡略化
	「ふるさとの道」 整備事業	90	住民による無償労力	既製品(コンクリート ブロック等)の不使用	側溝、よう壁の省略
「中規模行政型」	都立田無高校 道づくり演習	不明	生徒による無賃労力	市水道局より寄付された レンガを舗装材として利用	
	「ふれあいレンガ通り」 整備事業	不明		住民・地元企業により寄付された 68万円分のレンガを利用	
「古法治不正明」	「せせらぎの小路」 整備事業	99	住民による無償労力	徹底した廃材利用(3章参照) 県保有の機材(路面締固機)を無料で	
	長野県独自の規格 による県道整備	50			舗装の簡略化、道路幅の見直し (県の独自規格)
	志賀町鷺池遊歩道整備	50	住民による無償労力	廃材の利用	
	比叡山線·道路補修	不明	住民による無賃労力		·

※ 行政発表の数値を掲載。削減された分の費用/従来型(標準設計)による施工費用予測

Table.5-2 維持管理に関する規定

タイプ分類	事業名	地域	整備対象	施工後の 土地所有 者	維持管理に関する規定
「小規模行政型」	飯舘村まちづくり	福島県相馬郡飯舘村	一般道	飯舘村	現状、維持管理の規定は設けられていない。
	『道普請』事業	栃木県塩谷郡高根沢 町	一般道	高根沢町	現状、維持管理の規定は設けられていない。 今後、必要に応じて、規定を設ける予定。
	直営道路改良事業	長野県小県郡栄村	一般道	栄村	一般道路の維持管理規定が適用される。
	建設資材支給事業	長野県諏訪郡原村	一般道	長野県、 原町	規定無し
	小川むらづくり活動	岐阜県郡上市明宝小 川	遊歩道・ 林道整備		規定無し
	地域づくり推進事業	広島県福山市沼隈地 区	一般道	福山市	施工と同様の手法で、住民自らの維持・管理を予定。
	『ふるさとの道』整備事業	山口県柳井市	一般道	柳井市	現状、維持管理の規定は設けられていない。 今後、必要に応じて、規定を設ける予定。
「中規模行政型」	都立田無工業高校 道づくり演習	東京都西東京市	遊歩道	西東京市	規定無し
	ふれあいレンガ通り	愛知県碧南市	一般道	愛知県	県・市・住民の3者による維持管理協定が締結。県が車道部、市が歩道舗装部、住民が植栽を維持・管理することが明記されてい
「広域行政型」	『せせらぎの小路』整備事業	長野県安曇野市穂高	遊歩道	長野県	現状、維持管理の規定は設けられていない。 今後、施工と平行しながら、住民による維持作業の企画を予定。
	長野県独自の規格 による県道整備	長野県南佐久郡 南牧村	一般道	長野県	一般道路の維持管理規定が適用される。
	志賀町鷺池遊歩道整備	石川県羽咋郡志賀町	遊歩道	石川県	植栽を住民が管理。
	比叡山線•道路補修	滋賀県	一般道	滋賀県	一般道路の維持管理規定が適用される。

Table.5-3 完成度に関する事項、地域文化・景観に関する事項

タイプ分類	事業名	完成度に関する事項	地域文化・景観に関する事項	
小規模行政型	道普請事業	・コンクリート路面の仕上がり・路面周辺の処理に ついて、地域ごとに精度のばらつきがある。	特になし	
	小川むらづくり活動	・木組みの土留めなど、高い技術力を見ることができた。	<ul><li>・街の中心である神社へのアプローチとしての遊歩道を整備している。</li><li>・個性的な街灯のデザインがなされている。</li></ul>	
	地域づくり推進事業	・住民により積み上げられた高さ2mの擁壁は僅かに波打っていた。企業協力によって施工されたアスファルト舗装は一般の道路と遜色のないものであった。	・地元の人々が、擁壁面にペンキでデザインを行っている。 ・道路脇に、廃材を利用したモニュメントが設置されていた。	
	「ふるさとの道」整備事業	・費用削減のため、擁壁・排水溝の設置が行われなかった。路面はきれいであったが、道路両脇の処理に不安が 残る。	・文化・景観の向上が、事業目的として明記されている。 ・住民から愛されていた柿の木が保護され、事業後も残されている	
	直営道路改良事業	・アスファルト舗装で完成度も高い。	特になし	
	宮原町まちづくり	不明	不明	
	都立田無高校「道づくり演習」	特になし	・レンガ舗装の採用	
中規模行政型	「ふれあいレンガ通り」整備事業	・道路部分(県)と歩道部分(市)と管轄が違っていたが、 その境界部分は丁寧につながれていた。	・地元の提案により地場産業のレンガを採用することになった。 ・地元の人々が、レンガ表面のデザインを行い、市の担当者が、スツールやベンチなどのデザインを行った。	
広域行政型	「せせらぎの小路」 整備事業	・1年を経過した段階で、敷き詰められた木製チップの痛 みが激しい。	・木製チップによる舗装は、地域観に対して華美になり過ぎることなく、馴染んでいる。 ・住民により、木製のペンチ・標識がデザイン、製作された。一つ一つの 形が異なっていて、個性的である。	
	長野県独自の規格による県道整備	・施工自体は通常の道路と変わらず、完成度も高い。	特になし	
	志賀町鷺池遊歩道整備	・住民により植えられた植栽が、立ち枯れていた。	・地域固有種の保護活動が行われており、その観察用の階段が遊歩道と一体となって整備がされている。	
	県道·比叡山線·道路補修	<ul><li>砂利を敷き詰めただけの簡易舗装にとどめられた。</li></ul>	特になし	

### (2) 考察

### a) 一般道路

一般道路において、行政の認定道路か非認定道路かで扱いは大きく異なる。

認定道路(県・市・町・村道)については、施工後、行政の管理下で一般的な施工方法で作られた道路と同様に扱われる。これらを扱う事例は、施工の現場にも行政が立ち入り、監督している。ここでは行政が責任をもつ体制が整えられているといえる。

一方、非認定道路において、いずれの事例も明確な規定というものは見られない。また、施工に欠陥があった場合の責任追及の規定も存在しない。もともと行政には非認定道路の管理義務がなく、利用者の自己責任という認識があるためといえる。実際には、整備は重要度の低い生活道路が中心であり、作られた道の不備による事故も起きておらず、問題が顕在化していない現状である。

「中規模行政型」、「広域行政」にて整備が行われた道路は、いずれも認定道路であり、維持・管理に問題みられない。一方、非認定道路を含む「小規模行政型」には、今後維持管理の規定の整備が望まれる。

#### b) 游歩道

舗装の緩い遊歩道では、短期間で荒れが発生してしまう。「せせらぎの小路」(長野県安曇野市)では、1年半が経過した現段階で木製チップが剥がれ、すでに路面の荒れが目立ち始めている。現在、遊歩道を扱った事例について、維持管理の規定がなされている事例はない。今後、遊歩道整備では、一般道路以上に継続的な維持管理体制が念頭に置かれる必要があることがわかる。

なお、遊歩道に関しては事例数が限られ、タイプ別の傾向 を示すことが出来ない。

### 5.3 質の追求

### (1) 手法の分析

道づくりでは、事業の過程を住民に委ねられることから、完成物の質というべきものも住民の意識次第で変容する。質の追求とは、機能の追求であり、付加価値の追求でもある。付加価値には、地域の文化や地域の景観への配慮があげられる。地場文化・産業の再興意識や近年の景観意識の広まりに対しての地方地域の反応などは、注目すべき点である。この節では、交通機能に加え、これら質の追求が手法に盛りもまれているのか分析し、Fig. 5-3 にまとめた

# (2) 考察

#### a) 完成度の追求

舗装に関しては、高度技術を必要とするアスファルト舗装を 住民組織のみで行った事業は存在しなかった。これらの事業で は、企業への委託、あるいは、簡易な舗装が選択されていた。 コンクリート舗装道路の完成度は、施工例ごとに大きく異なっ ていた。舗装厚分の路面の掘り込みや路肩との境界面・路面の 処理(滑り止め等)の有無で完成度に差が見られる。擁壁や排水 溝などの道路付属部分の有無は、道の重要度に応じて取捨選択 されている。

住民が施工を行う事業について、全体的に道路の完成度は高いものではない。あくまで、農村地域の生活道路・農道として満足される程度のもので、市街地などの重要道路に展開できるレベルには達していない。道の重要度が低く、利用者が少数で限定的であることが事業展開の条件といえる。

# b) 地域文化・景観への認識

道づくりにおいて、地域文化・景観に対しての住民意識は、極めて低いものであった。路面や擁壁へのペイントや手製のベンチは見ることができたが、これらのデザインレベルは高いとは言えない。作業の傍ら住民の余暇として行われたと考えられ、単純に住民の美意識と結びつけられるものではない。

また、あくまで余暇の一環として参加する住民の一方で、行政が地域文化・景観への貢献という大儀を後づけで掲げているようにも見えた。「ふるさとの道整備事業」(山口県柳井市)の事例では、住民に愛されていた柿の木が事業後にも倒されることなく、保護された。これに対して、この地域の行政では「文化的価値」向上の現れとして、自己評価している。保護自体の評価は別として、実際の柿の木には「文化的価値」はなく、あくまで「住民の愛着」に過ぎない。このような意味の混同や誤見は、他の事例においても指摘できる。



Fig. 5-1 「地域づくり推進事業(広島県福山市沼隈地区)」にて 擁壁に埋め込まれたプレート

# 6. 手法としての課題と展望

前章により、手法としての限界が認められ、セルフビルドによる道づくりを取り囲む現状についても決して芳しいとはいえないことが分かった。しかしながら、未だすべてが試行段階にある道づくりの事業は手法の改良の余地が見込まれ、今後、地域基盤整備、ひいては地域社会の活性の有効な手段となりうると考えられる。本章では、タイプごとに主要な課題をまとめ、展望を提示する。

# 6. 1 「小規模行政型」

「小規模行政型」における課題は以下の通りである。

- ・事業の運営が少数の指導者に依存しており、継続運営に支障 をきたす恐れがあること。
- ・維持・管理責任が不透明になりがちであること。
- ・市町村合併による行政規模・住民組織の変化に対応する必要があること。

2005 年度 卒業論文最終発表会

・少子高齢化により、地域住民による自前での技術調達に限界があり、道づくりの補助役が求められていること。

この形式の背後には明確な危機意識があり、必然性のもと事業は誕生している。この危機意識こそが逆に、柔軟な手法上のアイデアを生むための起爆材料となり、また背景となる危機意識を住民と行政が共有していることが、事業目的ひいては事業の継続を支えていると考えられる。

継続的な事業展開が望める一方で、課題も多い市町村合併や少子高齢化により、今後の事業運営が最も危ぶまれる形式でもある。これまで地区の住民の持つ技術力や労働力に依存していたが、今後それを補助する役割が必要となる。また、市町村合併によって広域化した行政と住民とを結ぶ新たな組織体制も合わせて求められているといえる。

また、事業開始は地区の有力者の進言が大半をしめる。ワンマン型の事業は機動力が期待できる一方で、その人物の退役とともに、事業も縮小してしまう恐れがある。安定的な事業運営を目指す為には、事業を行政システムとして秩序立て、次の世代に引き継ぎを行うことが肝要となるであろう。

### 6.2「中規模行政型」

「中規模行政型」における課題は以下の通りである。

- ・行政窓口の有効化を図る必要性がある。
- ・提案から実際の事業まで、展開に時間を要する
- ・住民組織が弱小な地域においては、運営が難しい。

行政の窓口が常に開かれ、かつ住民にそれが周知されていることは、この事業を問わず行政の重要な姿勢である。しかし、「『ふれあいロード』整備事業(愛知県碧南市)」においては、さらに、窓口として優れた機能が示されている。この事例で持ち込まれたのは、県道の歩道の拡幅であった。それを、碧南市は管轄外だからと門前払いすることなく、すみやかに県に上告し、協議を行っている。住民個人が、県や国に対して不満や要望を直接申し入れることは難しい。碧南市には身近な市の窓口でそれを代行しようとする姿勢が示され、また、その後の段階においても、地場レンガの活用など住民のアイデアを窓口にて、つぶさに吸い上げていっている。柔軟な行政の姿勢が示されており、今後の狭域行政において、評価すべきモデルである。

一方で、この形式に最も欠くことのできないのは住民組織の 組織力である。この形式の業を展開しようとする際、団結が望 めない地区では運営の停滞の恐れがある。行政は、住民の自主 性を後押しする傍ら、自治の公平性を保つ努力が要求される。 このために、情報交換の場を創出し、組織の組織力向上、およ びリーダーの育成を施策の中に盛り込むことが望まれる。

### 6. 3 「広域行政型」

「広域行政型」における課題は以下の通りである。

- ・活動が単発でイベント化しやすい。
- ・住民と広域行政とのコミュニケーションが不足している。

・共通の危機意識を、行政と住民との間で形成しにくいこと。

この形式において、最も大きな課題は、住民と行政とのコミュニケーションにある。日常的な対話が図られにくい、広域行政の担当者と住民が、そのままの状況の中で事業を進めた場合、意思の交換が極めて短時間に限られ、住民参加は、単発の受動的なイベントで終わりやすい状況となる。継続的な事業運営を目指す最大の支障ともなる。

この打開のためには、広域行政と住民との対話の体制を築く 必要がある。「『せせらぎの小路』事業(長野県)」での施工作業 には、毎回、地元の安曇野市が参加している。住民とともに整 備を懇願する立場であり、最も住民に近い行政窓口でもある安 曇野市が、2者の対話の中間的役割を果たし、対話を円滑に進め ていると考えられる。このような第3者の立ち会いは、事業を 円滑に進める上で不可欠といえ、またこの立場を担うのは、行 政だけではない。NPO法人や学校組織についても数えられる。 また、彼ら外部組織からは、住民と行政のみでは成熟しにくい 景観への配慮の姿勢の導入も望まれる。

この形式の事例において、当初は行政が主導権を担いながら も、完成後の継続的な維持・管理では、住民主導で行われてい くことが理想のプロセスであろう。そのためには、現場や議場 での参加者の主体の向上を図り、参加者の貢献意識や満足度を 養う必要がある。広域行政には、第3者の団体と住民の継続能 力を見定めながら、事業の段階的移譲を目指すことが望まれる。

# 7. 今後の課題

今後の研究課題は次の通りである。

#### (1)情報収集方法の再考

今回14例いずれの事例においても、情報収集は地区の行政 に拠った。参加者や住民団体へのヒアリングが行うことが出来 ず、情報が偏ってしまった。今後多様な人物へのヒアリングの 必要がある。

# (2)類型化の再考

行政規模以外の基準からのタイプ分類を模索し、複数の視点からの事例把握を目指す。

### (3) 現況把握

事例の年齢が若いものが多く、変化が常に予想される。折し も、政府の地方行政改革が進行中であり、いずれの事例につい ても今後の動向に注視しておく必要がある。

# 《参考文献》

- 1) NPO入門(1999.5.10):山内直人
- 2) 日経BP社(2004.11.26): 日経コンストラクション pp12-13
- 3) 日経BP社(2004.6.25): 日経コンストラクション pp16-17
- 4) 朝日新聞(2005.5.26):朝日新聞朝刊記事
- 5) PHP研究所(2005): NPOという生き方
- 6) 山海堂(2005): 土木施工 vol.46No.7
- 7) 長野県栄村 村勢要覧
- 8) 地域づくり推進事業実践のしおり 広島県沼隈郡沼隈町
- 9) 土木学会(2003.12.10): 土木学会誌 pp28-30
- 10) 都市システムと経営(2005.5.27): 西村幸夫 他
- 11) 住民参加のみちづくり(2001.630): 秋山哲男
- 12) 人と自然の研究所:ビオトープ管理者育成通信講座 2